



# マッチングサイトの 相談窓口を活用しましょう！

マッチングサイト運営者は、保育者と保護者との間でトラブルが起きた場合、解決のための措置を講ずることがガイドラインで規定されています。

トラブルが当事者間でうまく解決しないと感じた場合は、マッチングサイトの相談窓口に相談してみることも一つの手段です。



例えば…

## ■ 契約内容に関するトラブル

→ 報酬や交通費、保育内容の認識の齟齬など

## ■ 子どもへの対応に関するトラブル

→ 子どもへの脅迫的な言葉がけ、乱暴な関わりなど

## ■ 連絡や報告に関するトラブル

→ 遅刻やキャンセルの頻発、契約上定められた業務報告をしないなど



トラブルへの具体的な対応等については  
マッチングサイトへご確認ください。

**相談窓口へ相談しても解決が困難な時は、都道府県等の保育担当課や消費生活センターなどへ相談しましょう！**